

要 求 書

別紙各條項ノ如ク御慎議ノ上御裁定相成リ候事此致
求 候 也

大正十五年三月 日

右

宮澤未次郎
外七十八名

小倉石油株式会社
御中

要 求 條 項

- (一) 大正十五年二月二十八日附ニテ解雇セラレタル五名ノ復職ヲ返ムル
事
- (二) 退職手当當入社後六ヶ月以上ノ者
 - 一年迄 日給 一〇日分 二年迄 日給 二〇日分
 - 三年迄 〃 五〇日分
 - 三ヶ年以上ハ一ヶ月増度日給 三日分ヲ支給スルコト
- (三) 解雇手当當入社後六ヶ月以上ノ者
 - 一年迄 日給 五〇日分 二年迄 日給 一〇〇日分
 - 三年迄 〃 一七〇日分
 - 三年以上ハ一ヶ月増度日給 四日分ヲ支給スルコト
- (四) 会社ハ毎年六月及十二月ノ二回定期昇給ヲ行フコト
- (五) 同箇箇上降ヲ本俸ニ托キ受ケル者ニ其者ノ日給ヲ支給スルコト
- (六) 予後備役ニシテ勤務成績ノ著シキ者ノ召集セラレタルモノハ服役中ト其
前後一日ヲ加ヘタル日給ヲ支給スルコト
- (七) 公務ノタメ負傷及シ死亡スル者ニハ左ノ通り救済スルコト